

## 意見書案第3号

### 神奈川県放課後子どもプラン推進事業の県費補助金に対し 国庫補助基準を下回らない財政措置の実施を求める意見書

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、国では総合的な放課後対策を推進するため「放課後子どもプラン推進実施要綱」を定め、平成19年4月1日から実施した。

本要綱の目的は、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することにある。

現在、共働きや一人親の小学生の放課後の生活を継続的に保障し、保護者の働く権利と家族の生活を守る放課後児童健全育成事業は、仕事と子育てに対する支援や児童の健全育成という観点から重要な役割を果たしている。

県は、放課後児童健全育成事業に対し「神奈川県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助基準と同額の補助金を交付することとしているが、県財政の厳しさを理由として、平成23年度の交付額は県費補助要綱で定めた額の8割を下回る金額となっている。

本事業の県費補助の不足分は、町が負担をするか、保護者負担を増やすか、事業運営費を削減するほかはない。このように、町、保護者、運営主体に負担を強いる状況は、町財政、保護者の生活、指導員の待遇に影響を及ぼし、ひいては学童保育の環境を悪化させ、本事業を後退させることにつながると考える。

よって、県におかれては、放課後児童健全育成事業における県費補助について、国庫補助基準を下回らない財政措置をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月3日

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 渡辺順子